3月1日から3月31日まで35名増員となります

とりあえず一ヶ月だけの増員ですが、回りが早くなります。番号の飛びに注意してください

毎年のことになりましたが、年度末増員のお知らせです。皆さんが道具を大事に使って〈ださっているので、消耗品代を予定より低〈押さえることができました。総額約一千万円です。チリも積もれば山となるとはよ〈言ったものだと思います。

そのお金を、みんなの就労を増やすことに使うことは、大阪府と大阪市も大賛成ということで、三月一日から 一ヶ月間だけですが、一日当り35人の増員が実現したのです。

具体的には、府の仕事で10名、市の各区作業で20名、市の道路で5名、総計で35名の増員となります。

車が少し窮屈な詰め込みになるかも知れませんが、助手席に乗ることになった人は我慢してください。

年度末増員をする時期ということは、来年度の登録の切り替えが気になる時期でもある、ということです。は やばやと「切り替えはいつからや」と聞いてくる仲間もいます。

確実なことは、登録をする西成労働福祉センターに聞いて貰うことにして、大まかには例年どおり、来月半ばから、まず今の登録番号の若い順に切り替え、次に新規登録の受付が始まるということです。

登録の話が出たついでに、一言。生活保護受給者は、来年度も登録することができません。よろしくお願いします。

目覚めよ! 一万五千人、投票率を上げよう、今年こそ 選挙に行こう!

「現場通信」で、萩之茶屋は投票できる人は多いが、実際に投票している人が極端に少ない。もう少し投票率を上げないと、社会的発言力が弱く、この地域のまちづくり、雇用創出に労働者の意見が反映されにくい状況にとざまることを伝え、投票行動を呼びかけた。どの政党、どの人に、とは具体的にいえない。投票はそれぞれの判断でおこなって欲しい。公明党や自民党、いろんな意見を紹介しているが、今回は、民主党衆議院議員鍵田節哉の国会レポート」新年特集から紹介。

ホームレス白立支援法を実のあるものに

前号の国会レポートでお伝えした通り、鍵田議員がライフワークの一つとして取り組んできた「ホームレス自立支援法案」は昨年の七月三十一日に成立し、八月七日に既に公布・施行されております。鍵田議員は、単に法案が成立したことで立法府の役割が終わるものではなく、成立した法案が立法趣旨に添って適切に行政により運用されるかが極めて重要であると考えており、法案成立後も以下の取り組みを行ってまいりました。 自立支援法に基づく具体的施策について協議九月十日(火)、鍵田議員は山井和則衆議院議員と共に、全国から集まったホームレス支援団体と政府(厚生労働省・国土交通省)との間の協議に同席し、両省に対して、十分な予算を獲得した上で、早期に実効性ある諸施策を民間団体の協力も得た上で実施する必要性を訴えました。 厚生労働省・国土交通省に緊急申し入れ九月二十四日(水)、鍵田議員は病議員と共に自立支援法の所管省庁である厚生労働省、国土交通省の両省を訪れ、ホームレスの自立支援法に基づく早期の施策の実施に関する緊急申し入れを行いました。特に国土交通省に対しては、法の理念と委員会決議の趣旨に

反して強制立ち退きが行われないように強く求めると共に、実効性ある住宅政策の実施を求めました。 **ニューヨークのホームレス事情を視察**九月末から十月初めにかけて、鍵田議員は単身ニューヨークを訪れ、従来からホームレス問題に積極的に取り組んできたニューヨークの実態を視察し、関係者との意見交換を行いました。(詳しくは、鍵田節哉のホームページを参照下さい。) **総務省に緊急申し入れ!**十月三十日(水)、鍵田議員は山井議員と共に、ホームレス自立支援策の直接の実施者となる地方自治体の絶大なる協力を求めるため、総務省を訪れ、緊急申し入れを行いました。 **自治労の政府要望に同席!**十一月二十八日(木)鍵田議員は石毛えい子衆議院議員、山井議員と共に、自治労の厚生労働省に対するホームレス問題に関する要望に同席しました。席上、厚生労働省からは、自立支援法の成立を受け、平成十四年度補正予算で五億円のホームレス対策費を要求しているとの報告がありました。 **支援団体の政府折衝に同席!**十二月五日(木)、鍵田議員は石毛(議員、山井議員と共に、全国から集まったホームレス支援団体と政府(厚生労働省・国土交通省)との折衝の場に同席しました。支援団体からは、自立支援法が成立して以降も、対策が遅々として進んでいない地域があることも指摘され、冬を迎えて緊急に野宿からの脱却が強く求められている旨の訴えがありました。鍵田議員も、一日も早く自立支援法が必要でなくなるための環境整備を厚生労働省・国土交通省に対して強く求めました。

ホームレス白立支援法に基づく今後のスケジュール自立支援法に基づき、本年一月中旬から全市町村において黙視によるホームレスの概数調査が行われます。また、ホームレスの多数存在する市(近畿ブロックでは、大阪市、京都市、神戸市、堺市、尼崎市、八尾市)において二月中旬から、面接によるホームレスの生活実態調査が行われます。これらの全国調査は三月に集計・公表される予定であり、その後、同調査の結果を踏まえ、四月~六月に国の基本方針が策定、六月以降に順次各都道府県等による実施計画が策定されることになっています。

投票所の紹介

萩之茶屋小学校で投票するのは・・・・・

花園北1丁目の全部、花園北2丁目1番地から7番地、出城1丁目1番地と2番地、太子1·2丁目の全部、中開1丁目1番地と2番地、長橋1丁目1番地から6番地、鶴見橋1丁目1番地・2番地と7番地8番地、萩之茶屋1·2丁目の全部(萩之茶屋3丁目は今宮小学校で投票する)

大阪市の場合は、投票するのにハガキを持っていかなくてもよい。野宿していても自分が住民票を置いている 住所地の投票所はどこかを確認して、投票所に行き、住所・名前・生年月日で本人確認したあと、投票用紙を貰って、記入場所で記入、投票箱に入れる、これだけである。